



環境・住宅課からのお知らせ



～「空き家問題」は所有者だけの問題ではありません～



空家等対策の推進に関する特別措置法

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に完全施行され、国及び市の責務や、空き家の所有者又は管理者(所有者等)は適切な管理に努めることなどが示されました。

◆ 空き家の所有者等に関する主な内容

- 空き家の適切な管理が所有者等の責務になりました。
- 危険または著しく迷惑な空き家として市から勧告を受けた場合、土地の固定資産税が更地と同等*になります。(＊住宅用地の特例が適用されなくなります)
- 市は危険または著しく迷惑な空き家の所有者等に、家屋の除却・修繕・庭木の伐採などを命令できるようになりました。(従わない場合、50万円以下の過料)
- 所有者等が命令に従わない場合、市が行政代執行し、所有者等に費用を請求できるようになりました。



空き家問題は身近な問題です

市で実施した所有者アンケートによると、空き家となったきっかけは「施設入所」と「相続」が多いことがわかりました。つまり、空き家問題は誰にでも起こり得る身近な問題です。

適切に管理されていない空き家は、近隣にお住まいの方の生活に深刻な影響を及ぼすとともに、資産価値の低下を招くおそれがあります。

◆ 空き家になる前に今からできることがあります



- 住宅の今後についてどうしたいのか、今から考えておきましょう。(相続・管理・売却など)
- 住宅の今後について、事前に家族・親族等と話し合しましょう。
- 遺言書を作成したり、家族・親族等で相続等についての取り決めを明確にしておきましょう。



空き家の所有者等になったら

空き家は所有者等が責任を持って、適切に管理しましょう。

適切に管理をせず、空き家が倒壊したり物が落下するなどして、近隣の家屋や通行人に損害を与えた場合、所有者等が損害賠償などの責任を問われることがあります。

◆ 適切な管理をお願いします

- 家族・親族等と話しあって、誰が管理するのか決めましょう。
- 一人で行うのではなく、家族・親族等と協力して管理を行きましょう。
- 管理サービスを行っている会社へ依頼するという方法もあります。

➡ 管理のポイントは裏面をご覧ください。

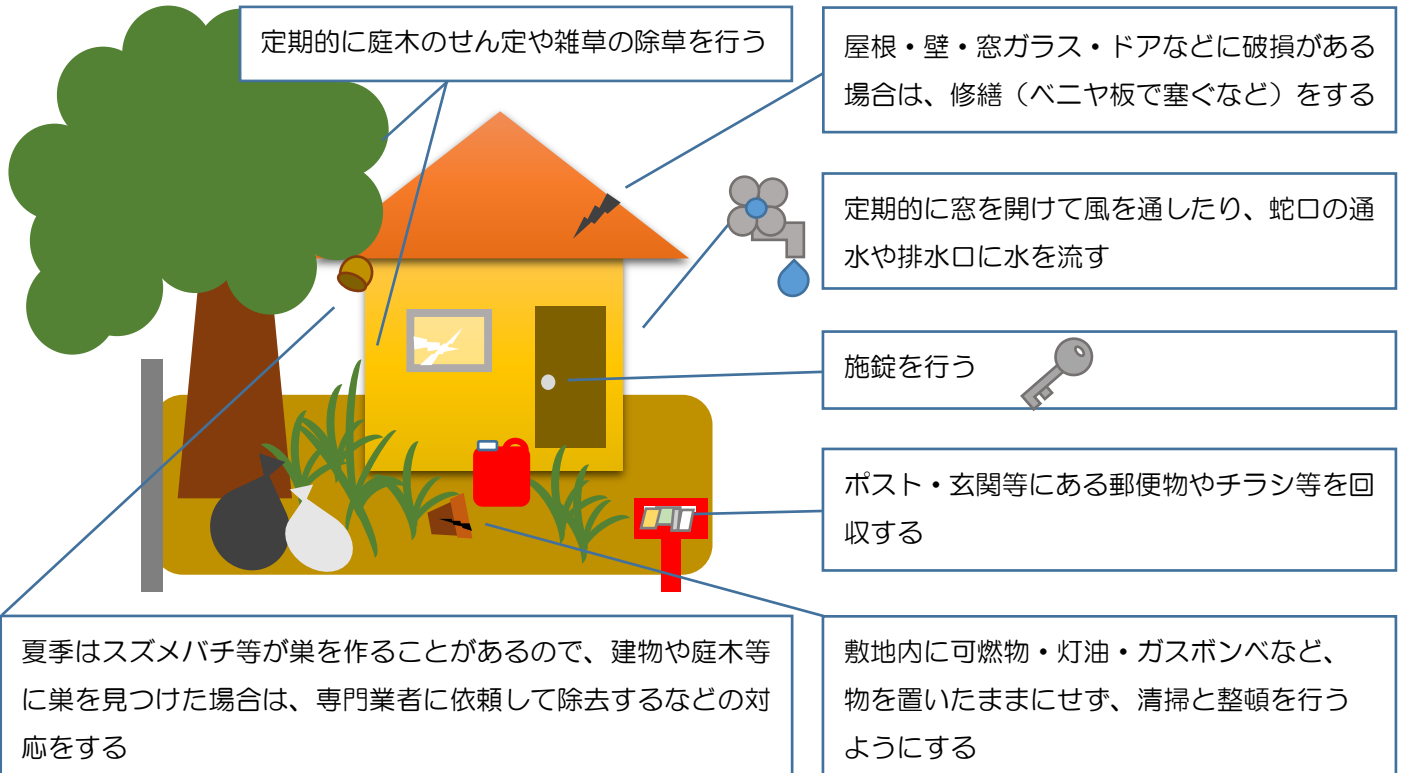
このお知らせは東村山市内に固定資産をお持ちの方全員に同封させていただいております。空き家をお持ちでない方にもお送りしましたことをご了承ください。

このお知らせに関するお問い合わせは下記までお願いします
東村山市役所 環境安全部 環境・住宅課 住環境係
電話：042-393-5111（代表）内線 2424



空き家の管理についてのポイント

<適切な管理とは？>



<草木の繁茂について>

市に寄せられるご相談で一番多いのは、「草木の繁茂」です。半年に一回はしっかりとしたお手入れ（庭木のせん定や雑草の除草など）をしましょう。庭木のせん定や雑草の除草については、ご自身で行うことが難しい場合は専門業者に依頼する方法もあります。



◆ 管理を行うのが難しいときは、お願いする方法もあります

- 管理サービスを行っている会社へ管理をお願いします。

➡ どこに依頼したらいいかわからないときは、環境・住宅課までご連絡ください。

◆ 次のようなことも重要な対策です

- 所有者等と空き家の近隣にお住まいの方との間で連絡先の交換をしましょう。

近隣にお住まいの方が空き家で困ったことがあった場合に、すぐに所有者等に連絡を取れることは速やかな対応に繋がります。

日頃からのコミュニケーションと連絡先の交換は、安心して生活するためにとっても有効です。



このお知らせは東村山市内に固定資産をお持ちの方全員に同封させていただいております。空き家をお持ちでない方にもお送りしましたことをご了承ください。

このお知らせに関するお問い合わせは下記までお願いします
東村山市役所 環境安全部 環境・住宅課 住環境係
電話：042-393-5111（代表）内線 2424